

保険期間：1年間（自動更新）

契約者：一般財団法人 青森県教育厚生会

引受保険会社・取扱代理店：明治安田生命保険相互会社

募集：例年2回 4月・9月（予定）

MY HEALTH

～ マイヘルス ～

掛金がお手頃で大きな保障!! 毎年見直し可能!!

医師による診査不要で 70歳まで継続可能（療養サポートは64歳）な団体保険です

6つのサポートから組み合わせ自由に参加できます

生前給付（リビング・ニーズ）特約付

健康づくりを応援

健康サポート

病院を受診することなく名医による電話相談が可能。セカンドオピニオンの必要性、治療法や診断についての疑問にお答え

その他相談ダイヤルなど7つのメニューをご利用可能

月額運営費 210円

万一（死亡・高度障害）の時の保障

生命サポート

スケールメリットによる手頃な掛金

死亡・高度障害保険金

800万円・600万円・400万円・200万円

例) 35歳 保険金額800万円の場合

男性 月額掛金 1,432円

女性 月額掛金 1,232円

生前給付（リビング・ニーズ）特約付

特定疾病等を保障

（特約を付加した場合は7大疾病）

重病サポート

- 所定の悪性新生物（がん）と診断確定されたとき
- 急性心筋梗塞・脳卒中を発病して、所定の状態になられたとき
- 急性心筋梗塞・脳卒中で、所定の手術を受けられたとき

特定疾病保険金/死亡・高度障害保険金
300万円・200万円・100万円

例) 35歳 保険金額200万円（主契約のみ）の場合

男性 月額掛金 766円

女性 月額掛金 802円

精神障害補償特約付 天災補償特約付

長期休職した場合の補償

療養サポート

病気やケガ、所定の精神障害により、長期休職となった時の生活費を補償（月額最高10万円を最長60歳（注）まで給付）
（注）55～64歳の方は3年が限度
所定の精神障害による就業障害の場合、24カ月が限度

例) 35歳の場合

男性 月額掛金 1,101円

女性 月額掛金 1,344円

入院や手術の保障

医療サポート

病気やケガで継続して2日以上入院した場合、入院給付金を1日目からお支払い

例) 35歳

入院給付金日額3,000円の場合

男性 月額掛金 1,295円

女性 月額掛金 1,289円

天災補償特約付

ケガをした時・させた時等の補償

リビングサポート

補償額
up!!

賠償責任保険金 1億円

入院や通院（傷害）は1日目から補償
身の回りのリスクをワイドに補償
配偶者・子どもと一緒に加入可能

契約者本人 月額掛金 690円

配偶者・子ども 月額掛金 600円

※詳しくはパンフレットをご覧ください。

パンフレットが必要な方は事業課まで連絡ください。

当ホームページに掲載している内容は2022年度の制度内容（2022年3月1日更新分）のものです。

ご加入に際しては最新のパンフレットを必ずご参照願います。

<生命サポート・医療サポート・重病サポート> ※年齢は保険年齢です。保険年齢は満年齢を基に、1年未満の端数について6ヵ月以下は切り捨て、6ヵ月超は切り上げた年齢をいいます。

（例：保険年齢35歳=2022年3月1日現在満34歳6ヵ月を超え満35歳6ヵ月まで）更新時に該当する年齢区分が変わる場合、掛金は前年度と変わります。

※記載の掛金等は、パンフレット作成時点の基礎率により計算されています。実際の掛金等はご加入（増額）および更新時の基礎率により決定しますので、今後の基礎率の改定により掛金等も改定されることがあります。※重病サポートにおいて、特定疾病保険金と死亡・高度障害保険金は重複して支払われません。※医療サポート・重病サポートの掛金は、制度運営費（200円）が含まれています。

<療養サポート> 年齢は2022年3月1日現在の満年齢です。

<健康サポート> 200円：健康サポート運営費に充てられます。10円：団体運営事務費に充てられます。（健康サポート運営：明治安田生命保険相互会社）

1. 募集期間及び保険期間

（1）通常加入募集（更新募集）

①募集期間：9月中旬～10月下旬

②保険期間：3月1日～翌年2月末日（以後1年更新）

（2）中途加入募集

①募集期間：4月中旬～5月中旬

②保険期間：生命サポート・医療サポート・重病サポート

9月1日～翌年8月末日

健康サポート・療養サポート・リビングサポート

9月1日～翌年2月末日（以後1年更新）

2. 掛金

毎月徴収明細書で案内します。

3. 保険金・給付金の請求

本会を通して保険会社に請求しますので、ご連絡ください。

4. 退職後の取扱い

①退職会員に移行した場合、保険年齢（リビングサポートは満年齢）70歳まで継続できます。

※療養サポートは満年齢64歳まで

・継続して働いていることが条件となります（再任用・民間での就業は問いません）

・継続条件に当てはまらなくなった場合、解約申し出をお願いいたします

②掛金は、退職会員登録口座から偶数月の16日（公的年金受給日の翌日）に2ヵ月分ずつ振替します。